ハ　三パーセント未満の界面活性剤しか含まれていない場合には、その含有率の最も高いものの一つの種類の名称を示す用語を表示すること。

ニ　洗浄補助剤その他の添加剤のうちその含有率が十パーセント以上のものについては、その成分の機能の名称の次に括弧書きで種類の名称を示す用語を表示すること。また、その含有率が一パーセント以上のものについては、その機能の名称を示す用語を表示すること。

ホ　酸又はアルカリについては、主要なものの種類の名称を示す用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きで次の表の上欄に掲げる成分の種類に応じ同表の下欄に掲げる試験方法により算出した当該成分の含有率を付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス一以内とすること。

成分の種類	成分の試験方法
塩酸	純水五十ミリリットルに試料五・〇グラムを加えた溶液について〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液を用いて中和滴定を行い、使用された〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液の所要量に対応する塩酸を求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。
硫酸	塩酸の試験方法に準ずる。
しゅう酸	純水十ミリリットルに希硫酸（純水と硫酸（日本工業規格K八九五一（硫酸（試薬））に定める試薬特級とする。）とを容積が一対一の割合で混合したものとする。）十ミリリットル及び試料五・〇グラムを加えた溶液について〇・〇二モル毎リットルの過マンガン酸カリウム溶液を用いて酸化還元滴定を行い、使用された〇・〇二モル毎リットルの過マンガン酸カリウム溶液の所要量に対応するしゅう酸を求めて含有率を算出する。
塩酸及びしゅう酸を含むもののうちの塩酸	塩酸の試験方法に準じて総酸を中和滴定するに必要な〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液の所要量を求め、これからしゅう酸の試験方法により求められたしゅう酸の数量に対応する〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液の所要量を差し引いたものに対応する塩酸を求めて含有率を算出する。
スルファミン酸	純水五十ミリリットルに試料五・〇グラムを加えた溶液について〇・五モル毎リットルの亜硝酸ナトリウム溶液を用いて電位差滴定を行い、使用された〇・五モル毎リットルの亜硝酸ナトリウム溶液の所要量に対応するスルファミン酸を求めて含有率を算出する。
硫酸及びスルファミン酸を含むもののうちの硫酸	硫酸試験方法に準じて総酸を中和滴定するに必要な〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液の所要量を求め、これからスルファミン酸の試験方法により求められたスルファミン酸の数量に対応する〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液の所要量を差し引いたものに対応する硫酸を求めて含有率を算出する。
水酸化ナトリウム	純水五十ミリリットルに試料五・〇グラムを加えた溶液について〇・五モル毎リットルの塩酸を用いて中和滴定を行い、〇・五モル毎リットルの塩酸の所要量に対応する水酸化ナトリウムを求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。

備考

1　成分の含有率は、製品重量比により算出するものとする。

2　試験に用いる溶液の調製方法は、日本工業規格K八〇〇一（試薬試験方法通則）によるものとする。

ヘ　酸化剤については、その種類の名称を示す用語を用いて表示すること。この場合において、次亜塩素酸塩を配合しているものについては、「次亜塩素酸塩」の用語を用いて表示すること。

（三）　液性の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる水素イオン濃度（ｐＨ）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる液性を示す用語を用いて表示すること。この場合において水素イオン濃度（ｐＨ）の測定は、液状のものにあっては原液について、粉末のものにあっては一リットルの水に五十グラムの試料を溶かした溶液について日本工業規格Z八八〇二（ｐＨ測定方法）に定める方法により行うものとする。この場合の測定温度は二十五度とすること。

水素イオン濃度（ｐＨ）	用語
十一・〇を超えるもの	アルカリ性
十一・〇以下八・〇を超えるもの	弱アルカリ性
八・〇以下六・〇以上のもの	中性
六・〇未満三・〇以上のもの	弱酸性
三・〇未満のもの	酸性

（四）　用途の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語を用いて表示すること。

（五）　正味量の表示に際しては、計量法（平成四年法律第五十一号）第十二条（特定商品の計量）及び第十三条（密封をした特定商品に係る特定物象量の表記）に規定する特定物象量の表記に準ずるものとする。この場合の単位は、計量法に基づく法定計量単位のうちキログラム単位、グラム単位、リットル単位又はミリリットル単位によるものとする。

（六）　使用量の目安の表示については、使用の適量について具体的に分かりやすく表示すること。

（七）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合にはこの限りではない。

イ　子供の手が届くところに置かない旨（この場合において、特別注意事項として表示する場合には、表示を省略することができる（塩素系の製品に限る。））。

ロ　用途以外に使用しない旨。

ハ　万一飲み込んだり又は目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談する旨。

ニ　使用の際にはゴム製等の手袋又は柄付きたわしを使用する旨。

（八）　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

（九）　表示は、最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく記載してすること。

（十）　別記一「塩素ガス発生試験（酸性タイプ）」で規定する試験又はこれと同等以上の精度を有する試験で測定した結果、一・〇ｐｐｍ以上塩素ガスを発生するものについては、次に掲げる特別注意事項を表示すること。

イ　「まぜるな　危険」

ロ　「酸性タイプ」

ハ　塩素系の製品と一緒に使う（混ぜる）と有害な塩素ガスが出て危険である旨。

（十一）　特別注意事項の表示は、容器（箱に入っているものについては箱及び容器。以下同じ。）ごとに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所に次により記載してすることとし、イ、ロ及びハの表示はそれぞれ隣接した位置に行うこと。

イ　「まぜるな　危険」の表示に際しては、枠を設け白地に「まぜるな　危険」と表示すること。「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁取りをし、二十八ポイント以上（製品の排除体積（キャップを含む。以下同じ。）が二百十ミリリットル以下のものにあっては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示することとし、「危険」の文字は赤色で、四十二ポイント以上（製品の排除体積が二百十ミリリットル以下のものにあっては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示すること。